

## 香川県の「感染拡大防止集中対策期」への変更を受けてのお願い

県内のまん延防止等重点措置は、9月30まで延長され、高松市を中心とした重点措置区域としていますが、それに伴い香川県の「緊急事態対策期」も9月30日までとなっていました。

市民の皆さんには、現在も、日中を含めた不要不急の外出・移動の自粛や他の都道府県との不要不急の移動・往來の自粛、外出する際の適切な感染防止対策を徹底した行動などの協力を要請しています。また、新しい生活様式の徹底として、「三つの密」の回避や「人と人の距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策の徹底や大人数での会食や飲み会を避けることなどの協力要請もさせて頂いています。

皆さまのこうしたご協力のもと9月13日以降香川県におきましては、新規感染者数が1日10人前後で推移し、感染急拡大の状況からは脱してきていると考えられ、医療のひっ迫具合を示す確保病床使用率も、国のステージⅢの目安である20%を下回ったところです。

こうした状況やワクチンを2回接種した方が50%を超えたことなども踏まえ、9月25日(土)から30日(木)までの間は、県の対策期を「緊急事態対策期」から1段階移行し、「感染拡大防止集中対策期」に移行することとなり、これを受けて、丸亀市では、県独自の営業時間短縮を21時まで営業、20時まで酒類提供に緩和することとなりました。

このような状況ではございますが、今なお、医療従事者や介護従事者をはじめ、市民生活を支える業務に従事されている皆様方には、感染のリスクを抱えながらも、市民の皆さまの命や安全な生活をお守りいただいておりますことに変わりはなく、本当に感謝申し上げます。

また、9月上旬以降の感染者のうち8割を超える人から感染力の強いデルタ株も検出されていることなど、市民の皆さまには、この実情もご理解頂き、引き続きお一人お一人が油断せず、高い意識をもって感染防止対策の徹底に努めて頂くよう重ねてお願い申し上げます。

令和3年9月24日

丸亀市長 松永 恭二